

## 3 入札参加資格を得るための申請方法等

## (1) 申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要領に定める競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

## (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先

熊本県出納局管理調達課資格審査班(県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-383-1111 内線 6350

## (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

平成17年2月9日(水)から平成17年3月11日(金)まで(県の休日を除く。)

の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、受付期間の終了後も入札日時まで

で随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

## (4) 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

## (5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録の日から平成18

年9月30日までとする。

## (6) 有効期間の更新手続

前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要領に基づく入札参加資格審査

申請の受付を平成18年7月1日から平成18年7月31日まで行う。

---

**熊本県告示第149号**

蘇陽町清和村病院組合が平成17年2月10日限り解散するため、同組合の公平委員会の事務の委託を同日限り廃止する。

平成17年2月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

---

**熊本県告示第150号**

矢部町外二カ町村衛生施設組合が平成17年2月10日限り解散するため、同組合の公平委員会の事務の委託を同日限り廃止する。

平成17年2月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

---

**熊本県告示第151号**

平成17年2月13日から阿蘇郡白水村、同郡久木野村及び同郡長陽村を廃し、その区域をもって阿蘇郡南阿蘇村を設置することに伴い、白水村の公平委員会の事務の委託を平成17年2月12日限り廃止する。

平成17年2月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

---

**熊本県告示第152号**

平成17年2月13日から阿蘇郡白水村、同郡久木野村及び同郡長陽村を廃し、その区域をもって阿蘇郡南阿蘇村を設置することに伴い、久木野村の公平委員会の事務の委託を平成17年2月12日限り廃止する。

平成17年2月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

---

**熊本県告示第153号**

平成17年2月13日から阿蘇郡白水村、同郡久木野村及び同郡長陽村を廃し、その区域をもって阿蘇郡南阿蘇村を設置することに伴い、長陽村の公平委員会の事務の委託を平成17年2月12日限り廃止する。

平成17年2月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

公 告
-----

**熊本県公告第104号**

八代市八代平野南部土地改良区理事長折口昭博から平成17年1月19日付けで申請の定款変更については、平成17年1月31日付けで認可した。

平成17年2月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県公告第105号**

玉名郡天水町天水町土地改良区理事長吉田勝也から平成16年12月27日付けで申請の定款変更については、平成17年2月1日付けで認可した。

平成17年2月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県公告第106号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営須恵地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成17年2月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
変更後の県営須恵地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成17年2月10日から平成17年3月10日まで
- 3 縦覧場所  
あさぎり町役場

**熊本県公告第107号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営第二両出地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成17年2月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
変更後の県営第二両出地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成17年2月10日から平成17年3月10日まで
- 3 縦覧場所  
鏡町役場及び千丁町役場

**熊本県公告第108号**

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年2月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 委託業務の名称  
県営住宅管理システム開発業務
  - (2) 委託業務の内容  
入札説明書及び仕様書のとおり
  - (3) 委託期間  
契約締結の日から平成17年3月31日まで
  - (4) 入札方法
    - ア 入札金額は、県営住宅管理システム開発業務に要する費用とする。
    - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
    - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
    - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札参加資格  
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号）による審査のうえ、有資格者として営業種目情報処理業務（取扱業種01情報システムに関する企画、設計、開発及び維持管理等並びに02情報通信ネットワークに関する企画、設計、開発及び維持管理等）に登録された者であること。
  - (2) 熊本県内に本社・支社又は支店、営業所等を有する者であること。
  - (3) 都道府県又は都道府県と同等規模程度の自治体における公営住宅管理システムに関する設計又は開発業務の経験を有すること。
- 3 競争入札参加資格申請書の提出  
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間  
平成17年2月9日（水）から平成17年2月16日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
  - (2) 提出場所  
4に記載のとおり
  - (3) 提出方法  
4に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
  - (4) 入札参加資格確認結果の通知  
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 4 契約条項を示す場所  
熊本県土木部住宅課管理係（県庁行政棟本館12階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-383-1111 内線 6244
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
4に記載のとおり
  - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所  
ア 交付期間  
平成17年2月9日（水）から平成17年2月18日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。  
イ 交付場所  
4に記載のとおり
  - (3) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時  
平成17年2月21日（月）午前10時から  
イ 場所  
熊本県土木部営繕課積算室（県庁行政棟本館12階）
  - (4) 入札書の提出方法  
5の（3）記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4に記載の場所に平成17年2月18日（金）午後5時までに必着するように郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
  - (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を5の（3）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。  
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
  - (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札  
イ 委任状を提出しない代理人のした入札  
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札  
エ 記名押印を欠く入札  
オ 金額を訂正した入札  
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
キ 明らかに連合によると認められる入札  
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入